平成２１年（フ）第１３８号
宮城県石巻市雄勝町水浜字向５番地１
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
宮城県石巻市蛇田字新下沼120番地１
債務者　相澤　　純
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２８４号
大阪市東淀川区上新庄３丁目22番29号
債務者　井藤　武志
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６９２号
大阪府東大阪市新庄南10番８号　コンフォートＫＳ　101号
債務者　野邊　久利
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８９９号
大阪市東成区東中本１丁目７番５号
債務者　かんてき屋こと　松浦　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２０７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目14番29号
債務者　三上美和子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４９号
大阪市都島区中野町４丁目９番９―702号
債務者　田嶋　仁美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６１号
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目45番地　リバティ桜ヶ丘Ⅱ―214号
債務者　上川　道子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７５号
大阪市中央区南船場１丁目４番14―1003号
債務者　西尾　幸紘
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１４２号
大阪府高槻市津之江町１―62―13、住民票上の住所大阪府高槻市津之江町１丁目75番２号
債務者　西岡美樹こと　西岡　耀子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２１９号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ37―109号
債務者　義久　　強
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４９号
大阪府交野市私市２丁目38番１―214号
債務者　松崎　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６１４号
大阪府東大阪市西岩田２丁目２番10号
債務者　杉浦　利幸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５２号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目１番12―203号
債務者　小松原昌美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５５号
大阪府東大阪市西石切町２丁目４番１―212号
債務者　吉川　秀夫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０９号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目10番27号
債務者　田上しのぶ（旧姓山吉）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４２号
大阪市平野区喜連東５丁目１番５号
債務者　古庄　都美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５０号
大阪市東淀川区豊新５丁目９番９号　マンションサンライズ201号
債務者　原　　惠美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部